

## 財務諸表に対する注記（児童デイサービスきずな拠点区分）

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債権等一償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産  
所有県移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

#### (3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金一民間退職共済制度  
鹿児島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る期末退職給付金用支給額を計上している。
- ・賞与引当金一職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

### 2. 重要な会計方針の変更

「該当なし」

### 3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりとする。

- (1) 社会福祉施設職員当退職手当共済制度  
独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職共済制度に加入している。
- (2) 全常勤職員について、鹿児島県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している。

### 4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。

- (1) 児童デイサービスきずな拠点計算書類  
(会計基準省令第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㉑)）  
ア 放課後等デイサービス 児童デイサービスきずな  
イ 日中一時支援事業 セカンドハウスきずな野
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㉒)）  
ア 放課後等デイサービス 児童デイサービスきずな  
イ 日中一時支援事業 セカンドハウスきずな野

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	32,000,000			32,000,000
建物	11,480,000		420,000	11,060,000
合計	43,480,000		420,000	43,060,000

6. 基本金又固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

「該当なし」

7. 担保に供している資産

「該当なし」

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	14,000,000	2,940,000	11,060,000
建物	10,260,488	4,422,001	5,838,487
構築物	1,914,000	926,816	987,184
車両運搬具	5,275,100	2,639,232	2,635,868
器具及び備品	1,161,624	827,205	334,419
合計	29,388,688	9,870,948	19,517,740

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は下記のとおりである。

「該当なし」

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価三駅は以下のとおりである。

「該当なし」

11. 重要な偶発債務

「該当なし」

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

「該当なし」